

貿易関係証明申請者各位

京都商工会議所
貿易証明担当

貿易関係証明申請者登録 登録方法について（ご案内）

◇「貿易関係証明発給システム」への登録をお願いします◇

平素より本所の貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ご高承のとおり、商工会議所に原産地証明書などの貿易関係証明を申請される場合は、
予め「貿易関係証明申請者登録」が必要であり、その登録手続きは「貿易関係証明発給システム」
のご利用をお願いしております。

つきましては、下記のとおり、お手続きをお願い申し上げます。

記

- 貿易関係証明に関する誓約書、貿易関係証明申請者登録台帳（業態内容届・署名届）
を専用サイトからダウンロードし、その他の必要書類(*)とともに、京都商工会議所
貿易証明担当迄提出してください。
本所会員に限り登録・更新の郵送受付が可能です。
非会員の方は必要書類をご準備いただき、事前予約の上、本所窓口へお越しください。

*《その他の必要書類》

- ・法人 履歴事項全部証明書・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）
- ・個人 住民票・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）及び
開業届または納税証明書（事業税）のいずれかのコピー
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は「在留カード（表裏両面）」「外国人登録証明書」
「特別永住者証明書」「パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載されたページ）」
いずれかのコピー
- ・履歴事項全部証明書に「古物」に関する記載がある場合は、都道府県公安委員会
発行の「古物商許可証」のコピー（表紙、見開き部分）
- ・事業拠点が「京都市」以外である場合は、地区外登録を必要とする理由書
※京都商工会議所会員の場合は提出不要です。
※理由書書式は京都商工会議所 HP よりダウンロード可能です。

○登録手数料 会員 無料

非会員 16,500円

- 登録手続き完了後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要なIDとパスワードが
書かれた貿易登録証を発行いたします。

手続きの流れは次ページからの【別紙1】をご参照ください。

お問い合わせ 京都商工会議所会員部

 **075-341-9761**

E-mail:boeki@kyo.or.jp

貿易関係証明 貿易登録について

◎登録申請

正常な動作のため、ブラウザは必ず **Google Chrome** をお使いください。

・あらかじめポップアップ許可の設定を行ってください。

「設定」→「プライバシーとセキュリティ」→「サイトの設定」→「ポップアップブロックとリダイレクト」

→許可項目に以下サイトを追加

<https://coo.gensanchi.jcci.or.jp>

1. 貿易登録のご案内ページへアクセスしてください。

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=2601

1～5 の内容をご確認いただき、
貿易登録を開始するボタンを押します。

2. メールアドレスの確認と規程への誓約

- ・企業名 ※全角入力
- ・担当者名
- ・メールアドレス
- ・メールアドレス（確認）
を入力してください。

「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と
「商工会議所貿易関係証明罰則規程」をそれぞれクリックし、
内容をご確認の上、同意するにチェック、「メールを送信する」を
押して下さい。

※各規程が未確認の場合は、「送信する」が押せません。

ご登録いただいたメールアドレス宛に
「貿易登録申請手続きのご案内」をお届けします。
メール本文に記載の URL から登録申請手続きを
開始してください。
(ブラウザは必ず **Google Chrome** をお使いください)

貿易関係証明発給システム <x-boekishomei@gensanchi.jcci.or.jp>
宛先: ◎ 貿易証明

※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。
※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。

株式会社 C C I 貿易
京都 一部 様

本メールでは、貿易登録の申請を行うための URL をご案内いたします。

3. 個人情報の取り扱い・利用規約への同意

個人情報の取り扱い・利用規約への同意

メールアドレスの確認が完了しました。

続いて、以下の「個人情報の取り扱い」および「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」をご確認・同意のうえ、次へ進んでください。

個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いを確認し、同意する

ご入力いただいた個人情報は、貿易関係証明申請書、領事館送付書（個人情報が漏れないよう加工します）、領事館審査内（以下で同意いただいた場合のみ）のために利用します。また、個人情報はなびに、登録内容・申請内容は、本人または法人の同意なく、第三者に提供することはありません。なお、以下のスタッフでご入力いただく情報について、同様に取り扱いさせていただきます。

貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約を確認し、同意する

次へ進む ▶

個人情報の取り扱いについて、また、「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」をお読みいただき、各々同意するにチェック、次へ進むを押してください。

◎ 商工会議所にて登録完了するまでは、メールでお届けの URL からいつでもこの画面より登録内容の修正が可能です。入力したデータも保存されます。

4. 企業情報等の入力

- 登録種別は「申請者」、「代行業者」、または「申請者かつ代行業者」から選択します。
注）代行業者とは営利を目的として、申請事務を代行する意思を持つ者を指します
- 英文社名、現住所の英文住所は貿易証明書類（インボイス）と同じ表記で登録をお願いいたします。[ピリオド、カンマ、ハイフンまで]
- 会社名（和文表記）、代表者氏名、役職、登記上の所在地は履歴事項全部証明書と照合します。
漢字表記に注意し、正確に入力してください。
代表者役職は必須項目ではありませんが可能な限り入力をお願いいたします。
- 証明書類に記載する英文住所が複数ある場合は、「現住所以外の証明書類上に記載する住所」欄を使用してください。
- その他事項は原則任意入力です。
古物商許可証の有無のみ必須となっておりますので、ご注意ください。
輸出産品として中古品を取り扱う場合は「あり」を選択し、古物商許可証の提出をお願いいたします。

企業情報等の入力

必要事項を入力し、「署名者情報入力へ進む」をクリックしてください。

※「署名者情報入力へ進む」をクリックすると、本画面の入力内容が保存されます。
保存されたデータの入力を再開するには、システムからメール配信された「貿易関係証明申請手続きのご案内」に記載のURLにアクセスしてください。

| | | |
|-----------------|----------|-------|
| 貿易関係証明申請する商工会議所 | 登録済商工会議所 | 登録手数料 |
| 登録済商工会議所 | 登録済商工会議所 | 登録手数料 |
| 登録済商工会議所 | 登録済商工会議所 | 登録手数料 |

貿易関係証明申請書の種別

登録種別 申請種別

貿易関係証明申請書の種別

法人格 株式会社

法人格位置 前

会社名（和文表記） C C I 貿易

会社名（フリガナ） シーシーアイボウエキ

会社名（英文表記） CCI Trading Co., Ltd.

代表者氏名（和文表記） 宗野 一幸

代表者氏名（フリガナ） キョウト イチロウ

代表者氏名（英文表記） Ichiro Kyoto

登記上の所在地（和文表記） 〒600-8565 京都市下京区西本町東町 京都市経済センター7階

現住所（和文表記） 〒600-8565 京都市下京区西本町東町 京都市経済センター7階

現住所（英文表記） 75, Muromachi Higashiku, Shijo-dori, Shimogyo-ku, Kyoto, Japan

現住所以外の証明書類上に記載する住所（英文表記）

電話番号 075-341-9761

FAX番号 前：03-1234-5678

5. 署名者情報の入力

- ・貿易関係証明の申請を行う署名者をご登録ください。
登録のないサインでの申請はできません。
- ・貿易証明書類にはご登録の英文氏名、役職が記載されます。証明書に役職を記載の場合は必ず入力をお願いいたします。

署名者情報の入力

貿易関係証明を行う署名者を入力し、作成ボタンをクリックしてください。ページ下部の署名者一覧に掲載されます。
氏名（英文）は標準地域明細に記載される項目です。
全署名者情報の入力完了後、「入力内容を確認する」をクリックしてください。

※「入力内容を確認する」をクリックすると、本画面の入力内容が保存されます。
保存されたデータの入力を見直すには、システムからメール配信された「貿易関係証明申請のご案内」に記載のURLにアクセスしてください。

※本申請画面を閉じた場合でも、選択した申請URLから再度アクセス頂く事により、入力が再開されます。
注：申請URLの有効期限（案内からの日数）を過ぎた場合はアクセスできません。

| | |
|---------|--------------------|
| 氏名（和文） | 京都 一郎 |
| 氏名（英文） | Ichiro Kyoto |
| 役職（和文） | President |
| 役職2（和文） | |
| 役職3（和文） | |
| E-mail | satoh-sa@kyo.or.jp |

作成

- ◎ 作成ボタンを押すと登録されます。
複数名サインを登録する場合はこの作業を繰り返してください。

| ユーザー番号 | 氏名（和文） | 氏名（英文） | 役職（英文） | E-mail | 操作 |
|--------|--------|--------------|-----------|--------------------|-------|
| 00001 | 京都 一郎 | Ichiro Kyoto | President | satoh-sa@kyo.or.jp | 修正 削除 |
| 00002 | 京都 花子 | Hanako Kyoto | | boeki@kyo.ne.jp | 修正 削除 |

6. 入力内容の最終確認

入力内容の最終確認

入力内容を最終確認し、問題が無ければ画面下部の「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

入力した内容を修正する場合は、「企業情報」の下部にある「企業情報の入力に戻る」ボタンをクリックしてください

企業情報

貿易登録を申請する商工会議所

登録先商工会議所

京都商工会議所

修正がなければ「次へ進む」をクリック、書類の印刷画面に進みます。

修正がある場合は、「入力に戻る」をクリックすると、入力画面に戻ることができます。

7. 必要書類の印刷・提出書類の確認

「誓約書」、「業態内容届」、「署名届」をダウンロード、印刷します。

提出書類のご案内

以下の①および②の書類をご準備のうえ、登録先の商工会議所窓口にご提出ください。

① 「誓約書」および「貿易関係証明申請者登録台帳（業態内容届・署名届）」

こちらのボタンより、入力済みの内容が印刷可能です。

※A4サイズの白紙（白色の上質紙または普通紙）に等倍で片面印刷してください。

※「署名届」は、肉筆サインが署名欄の枠に少しでもかかると、システムで取込ができませんので再提出となりますのでご注意ください。

誓約書

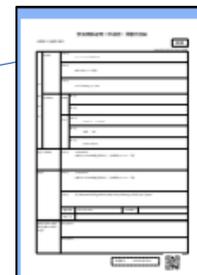
業態内容届

署名届

※必ず、誓約書・業態内容届・署名届を印刷し、必要な提出書類を確認後に、この画面を開いてください。

※この画面を閉じた後再度、必要書類の印刷・提出書類の確認を行う場合は、システムからメール配信された「貿易登録申請手続きのご案内」に記載のURLにアクセスしてください。

- ◎ 署名届はおひとり分ずつ片面印刷をお願いいたします。
- ◎ 登録種別が「申請者かつ代行業者」の場合は、誓約書が2枚出力されますのでご注意ください。
- ◎ 業態内容届は最新のものを印刷してください。



◎商工会議所へ書類を提出

「誓約書」、「業態内容届」、「署名届」とその他の必要書類と合わせて商工会議所に提出します。

«その他の必要書類»

【法人の場合】

- ・履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本）
- ・代表者印（会社登記の実印）の印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

【個人事業主の場合】

- ・住民票（発行から3か月以内の原本）
- ・印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）
- ・開業届または納税証明書(事業税)のいずれかのコピー（屋号の確認ができるもの）

◎以下に該当の場合はこちらもご用意ください。

【事業拠点が「京都市」以外である場合】⇒地区外登録を必要とする理由書（会員の方は不要です）

【代表者・署名者が外国籍の場合】⇒在留カードまたは特別永住者証明書の表裏両面のコピー

【履歴事項全部証明書に古物の記載がある場合】

⇒都道府県公安委員会発行の古物商許可証の表紙と見開きページのコピー

・提出方法

京都商工会議所会員の方は、郵送による提出が可能です。

非会員の方はご予約の上、窓口へお越しください。（予約はこちら→☎075-341-9761）

【提出先】京都商工会議所 会員部 貿易証明担当（電話：075-341-9761）

〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター 7階

★最終確認★

・誓約書には2箇所、押印されていますか？

下段の代表者印と印鑑証明書の印が一致しているかご確認をお願いいたします。

・署名届には肉筆サインが必要です。黒インクで書かれていますか？（フリクションペンは不可です！）

サインは、枠からはみ出さないよう2mm程度の余白をあけて、枠の中心部にかすれないようにしっかりと記入願います。

・業態内容届に記載の会社名、代表者氏名、登記上の所在地は履歴事項全部証明書と一致していますか？

会社名の英語⇔カタカナ、漢字表記の相違、住所の省略などがないかご確認をお願いいたします。



◎貿易登録証の発行（貴社の管理 ID 等のお知らせ）

登録審査後、貿易登録証を発行いたします。

ご提出いただいた書類を審査し、
問題がなければ貿易登録証を
ご登録の住所・ご担当者様あてに郵送します。

※管理者初期パスワードが分からなくなった場合は
再発行しますので、京都商工会議所へご連絡
ください。

これでオンライン貿易登録は完了です。
有効期限は 2 年後の月末です。

京都商工会議所 貿易登録証

〒600-8565
京都府京都市下京区四条通室町東入
株式会社（株）京都 御中

| | |
|------------|---|
| 登録先商工会議所 | 京都商工会議所 |
| 商工会議所会員 | 会員 |
| 貿易登録番号 | 2601000004 |
| 登録種別 | 申請者 |
| 貿易登録有効期間 | 2021年04月21日 から 2023年04月20日 まで |
| 企業名等 | 株式会社（株）京都 |
| 英文社名 | Kyoto Co., Ltd |
| 英文住所 | 7F, higashiiru, muromachi, shijodo-ri, shimogyo-ku, kyoto-shi, kyoto-fu |
| 商工会議所コード | 2601 |
| 管理者 I D | GfNco4M5u5Jc |
| 管理者初期パスワード | 7h3TaT2qQwVJ |

【本登録証に関するご案内】
・企業名や住所等の登録内容の変更、サイナーの追加・削除等が発生する場合、必ず変更手続きを行ってください。
変更は管理者IDでシステムにログインして実行したのみ、窓口への申請が必要です。

◎署名者（サイナー）毎のユーザーID と初期パスワードのお知らせ

「貿易登録証」に記載されている
「商工会議所コード」と「管理者 I D・パスワード」で
ログインします。
システムの URL : <https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/>
(ブラウザは必ず **Google Chrome** をお使いください)

「貿易登録証」に記載のパスワードは、**初期パスワード**です。
初回ログイン後に、必ずパスワード変更を行ってください。
(パスワードは半角英数字、8~16 桁以内で設定)

メインメニューの「登録内容/署名者確認」を選択し、
「署名登録証印刷」から署名登録証を出力してください。
登録された署名者（サイナー）ごとにユーザーID とパスワ
ードが交付されます。

(注) 署名登録証に記載されるパスワードは、初回出力の
当日のみ印字されます。漏洩防止のため、翌日以降に出力
を行ってもパスワードは * * * 表示となり確認できなくなりま
すのでご注意ください。

※署名者のパスワードが分からなくなった場合は、
パスワードの再設定が可能です。
管理者 ID でログインし、「署名者管理」から パスワード
の再設定をしてください。